

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年1月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について
- 議第5号 令和8年度三条市農業委員会事業計画について

報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第4号 農用地利用集積計画等の解約通知について
- 報第5号 農地潰廃通報について
- 報第6号 作付変更届について
- 報第7号 農地法第3条の3の届出について
- 報第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の取下げについて

農業委員出席委員 18名

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 7番 笹岡大介委員 | 8番 瀬高栄津子委員 |
| 9番 山倉 広委員 | 10番 佐藤直人委員 |
| 12番 飛岡雅史委員 | 13番 井上利弥委員 |
| 14番 五十嵐弘作委員 | 15番 吉田 昇委員 |
| 16番 鈴木範男委員 | 17番 熊倉 睦委員 |
| 18番 田邊健一委員 | 19番 淡路五樹委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 11番 小師 栄一委員

推進委員出席委員 17名

青木 誠 一 委員	岡崎 耕一郎 委員
川上 利男 委員	北澤 正之 委員
小出 和哉 委員	小林 克洋 委員
佐々木 一光 委員	高山 弘則 委員
中澤 伸一郎 委員	新飯田 雅樹 委員
平松 広之 委員	堀江 義栄 委員
丸山 由夫 委員	山崎 哲矢 委員
山谷 秀昭 委員	若林 昌広 委員
渡辺 秀人 委員	

推進委員欠席委員 1名

駒形 徹 委員

説明のため出席した職員

農林課農政係長 佐藤 一 誠

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 山井 修

経営基盤係長 上林 裕 則

経営基盤係主任 小柳 章 子

午前9時30分 開会及び開議

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

6番、志田洋一委員、14番、五十嵐弘作委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第5号及び報第1号から報第8号までの以上13件を一括上程します。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題とします。

この際、議長から申し上げます。議第1号につきましては、申請件数が多く、会議時間も限られ、円滑に議事を進行するため、三条市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長が議事を整理し、番号ごとの個別の説明を省略したいと考えております。

お諮りします。議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに決定いたしました。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

恐れ入りますが、説明の前に議案の訂正をお願いいたします。申請者から取下げの申出があったため、お手元に配付した正誤表のとおり30ページに記載の779番を削除するものです。これに伴いまして、96ページの小計の総件数と面積、101ページの新規設定と合計の件数と面積も訂正となります。

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。101ページ欄外と正誤表を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定154件、貸借権移転12件、合計166件で、72万5,300.35平米です。

なお、新規設定においては農地の所在、面積、10アール当たり賃借料、形態、利用権を設定する者、受ける者及び期間について、また貸借権移転においては農地の所在、面積、10アール当たり賃借料、形態、利用権を転貸する者、受ける者及び期間については記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明を省略させていただきます。

また、いずれも令和8年3月31日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、1月27日午前9時から三条市役所第二庁舎2階202会議室において、栗原会長及び井上会長代理同席の下、開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時20分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、新規設定154件、貸借権移転12件、合計166件、72万5,300.35平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

104ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの3件、贈与によるもの2件のほか、取消が2件、合計7件で、取消案件を除く合計面積は3,388平米です。

番号ごとに順次説明いたします。102ページをお願いします。

44番は、西潟地内の農地4筆、265平米を、譲渡人が相続したが耕作ができないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格

は総額で〇〇〇円です。

45番は、西鱒田地内の農地1筆、164平米を、譲渡人が高齢となり耕作できないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

46番は、中曽根新田地内の農地5筆、1,196平米を、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

47番は、中島地内の農地2筆、279平米を、譲渡人が相続で申請地の共有持分を取得したが市外に居住しており耕作できないため、その共有持分を、同じく申請地の共有持分を相続した譲受人に贈与するものです。

48番は、田屋地内の農地3筆、1,484平米を、譲渡人が相続したが耕作ができないため、近隣に移住してきた方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に贈与するものです。

49番は、取消案件です。西鱒田地内の農地1筆、2,012平米について、令和7年12月25日付で売買による所有権移転の許可を得ましたが、譲受人が死亡し、ほかに耕作する者がおらず売買契約解除となったため、取消の申請があったものです。

104ページをお願いします。

50番も、取消案件です。中浦地内の農地1筆、323平米について、令和7年12月25日付で譲渡人である2名の共有者がそれぞれの持分全てを譲受人に贈与することで許可を得ましたが、共有者1名の持分は贈与しないこととなったため、取消の申請があったものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買3件、贈与2件、取消2件、合計7件で、取消案件を除く合計面積は3,388平米です。

44番から48番につきましては、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

また、49番及び50番の取消案件につきましても、やむを得ないものと認め、許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(栗原会長)

次に、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局(山井事務局長)

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

107ページ欄外を御覧ください。今月の申請は5件、2,868平米です。

番号ごとに順次説明いたします。105ページをお願いします。

59番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、330平米を売買により取得し、建売住宅2棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の北東側450メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

60番及び106ページの61番は、塚野目三丁目地内の農地それぞれ4筆、1,303平米と348平米を売買により取得し、一体で建売住宅6棟及び道路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、塚野目保育所の北側250メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

62番は、塚野目五丁目地内の農地2筆、673平米を売買により取得し、共同住宅1棟、駐車場12台分、自転車小屋1棟及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、塚野目保育所の北西側550メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

63番は、大島地内の農地1筆、214平米を売買により取得し、貸駐車場6台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大島小学校の南西側1,100メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地と判断されます。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断され

ます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は5件、2,868平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとししました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（栗原会長）

次に、議第4号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』を議題といたします。

本案件の審議に当たり、所管の農林課から佐藤農政係長に出席願いましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』説明いたします。

今回三条市長から意見照会のあった案件は、三条地域の重要変更1件、下田地域の重要変更1件、合計2件で、農用地区域から除外する面積は7,596平米です。

最初に、三条地域の重要変更です。

108ページを御覧ください。

(1) 除外の1番は、〇〇〇〇株式会社から申請のあった案件です。申請土地は、下須頃地内の農地9筆、7,130平米で、登記地目は田または畑、現況地目は田です。変更理由は、現在の従業員駐車場敷地8,000平米を事業拡大の一環で小売店舗及び来客用の駐車場として使用するため、新たな従業員駐車場用地として利用したいものです。周囲には農用区域及び用途地域しかなく、用途地域での選定においては、ほとんど転用済みで空いている土地がないことから断念されました。位置選定に当たり、立地条件については既存の隣接であり一団の敷地となることから、最も他の農地に与える影響が少ないものと考え選定したものです。なお、地元農区及び須頃郷土地改良区とは協議済みです。使用目的は、屋外駐車場242台分及び通路となっています。場所につきましては、109ページの位置図を御覧ください。

次に、下田地域の重要変更です。

110ページを御覧ください。

(1) 除外の1番は、〇〇〇〇さんから申請のあった案件です。申請土地は、笹巻地内の農地4筆、466平米で、登記地目及び現況地目は田です。変更理由は、申請者は現在、申請地に隣接した住宅で妻の両親と祖母と同居していますが、子供が2人生まれ手狭となってきたことから、住宅建設の用地として利用したいものです。申請土地のほかに農用区域外の農地2か所及び農用区域内の農地3か所を検討しましたが、所有者の同意が得られなかったことや、隣接している山が土砂災害警戒区域に指定されていることなどから断念されました。位置選定に当たり、祖母、両親の介護を考え、隣接地に計画し支え合える距離に居住することが必要であることや、義父が営農しており農業を継承していくために同じ集落地内での居住が必要であることなどを考え、選定したものです。使用目的は、住宅1棟、駐車場・通路、雪捨場となっています。場所につきましては、111ページの位置図を御覧ください。

両案件とも周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用区域から除外する各要件を全て満たしております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今回意見照会のあった案件は、三条地域の重要変更1件、下田地域の重要変更1件、合計2件で、農用区域から除外する面積は7,596平米です。

降雪のため三条地域の案件のみ現地調査を実施し、所管する農林課職員の出席の下、両案件について変更理由の妥当性や農用区域から除外する申請土地の選定経過について書類審査など詳細説明を受け、周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用区域から除外する各要件を全て満たしており、農用地利用計画変更（案）について異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしということに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栗原会長）

次に、議第5号『令和8年度三条市農業委員会事業計画について』を議題とします。

本件につきましては、前回から農政対策部会に付託し、事業計画の内容を検討いただき、計画を取りまとめていただいておりますので、今回も同様に農政対策部会に付託したいと考えております。

お諮りします。議第5号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、議第5号につきましては、農政対策部会に付託することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第8号までの8件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』農政対策部会長より報告願います。農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

当部会は、1月21日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、部会委員と栗原会長、井上会長代理出席の下、開催しました。

今回は、令和8年度農作業賃金・機械作業料金等について協議しました。

初めに、令和8年度農作業賃金・機械作業料金について報告します。

1ページの案を御覧ください。こちらは、先月の総会で案を示し、1月9日までに意見を求めたところですが、JAが農機具の運搬で使用するキャリアカーの賃借料を公表していることから、機械運搬料の備考欄に賃借料について追記してはどうかとの意見がありました。農政対策部会で検討した結果、牽引免許の確認方法や個人での所有事例が少ないことなど検討すべき内容が多いことから、備考欄に追記せず原案のとおり決定することとしました。

次に、令和7年三条市賃借料情報について報告します。

2ページを御覧ください。こちらは、昨年12月26日までに公告された賃借契約をまとめたものです。集計の結果、令和7年に農地バンクを介して契約が締結された金納の平均締結額は、前年との比較で、三条地域では500円下がっており、栄地域は1,400円、下田地域は900円上がっております。

なお、3ページに一覧表と平成21年からの推移を掲載しましたので、後ほど御覧ください。

農作業賃金等の情報及び賃借料情報は、2月下旬発行の農業委員会だより「向日葵」第41号や市のホームページ等で公表します。

農政対策部会からの報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栗原会長）

次に、報第3号から報第8号までの6件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会を、2月19日午前9時30分から厚生福祉会館2階第2集会室で開催します。関係委員は出席をお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第1調査部会長、3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

来月は第1調査部会の当番でございます。2月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で総会を閉会します。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

議事録署名委員（ 6 番） 志田 洋一

議事録署名委員（ 1 4 番） 五十嵐 弘作
